

◇教育訓練給付金制度◇

対象となる方

- | |
|--------------------------------------------------------------------|
| 1.在職者の方は、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が3年以上あること。
(初回は1年以上あること) |
| 2.離職中の方は離職の翌日から受講開始日までが1年以内であり、かつ雇用されていた期間が3年以上であること。(初回は1年以上あること) |
- ※雇用されていた期間は、他の事業者等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その期間も通算します。

支給までの流れ

①受給資格の確認	最寄のハローワークにお問合せ下さい。
②講習予約	予約時に給付金申請の旨をお伝えください。 ハローワークから支給要件回答書をもたらってください。
③受講	入校5日前までに申込書等書類と一緒に、支給要件回答書を郵送、又はFAXにて提出ください。 ※FAXの方は入校日当日 原本 持参ください。 ※ 入校日当日 と 最終日 に 印鑑 が必要ですので、お持ちください！ ※ 郵便振込受領書の半券 を必ずお持ちください！
④修了	後日、教育訓練修了証明書等の書類を郵送します。
⑤給付金申請	当校から郵送させて頂いた書類や領収書等をお持ちになり、1ヶ月以内にハローワークに申請してください。



給付金受給